

1 政治家の寄附行為禁止

Q 罰則をもって禁止されている政治家の祝儀、香典は？

- A ①政治家が出席を予定している結婚披露宴や儀式に、事前に祝儀や香典を相手方に届けること。
- ②政治家の秘書や配偶者などの親族が葬儀に代理出席して政治家の香典を相手方に渡すこと。
- ③政治家が葬式の際、供花・花輪を相手方に対して出すこと。
(相手方が選挙区域内にある者で親族でない場合)
- ④密葬の日の後、政治家が弔問して香典を相手方に渡すこと。
(相手方が選挙区域内にある者で親族でない場合)

Q 政治家本人が出席して渡す香典は、罰則の対象とはなりませんが、その際「香典」とは金銭に限られていますか？

例えば、線香を持っていくことはいいのでしょうか？

A 「香典」は、金銭に限られるので、線香を持っていくことは罰則をもって禁止されている。

Q 「御供花料、御供物料」(仏式)、「御神前、御玉串料」(神式)、「御花料、御花輪料」(キリスト教)などの表書で金銭を供与することも、香典にあたるのか？

A 香典の供与になる。

Q 会費制の結婚披露宴に政治家が出席し、定められた「会費」を相手方に払うことはいいのか？

A 会費制の結婚披露宴に出席して「会費」を支払うことは、それが「会費」である限り禁止されていません。

Q 会費制でない結婚披露宴に政治家が招待された場合、本人が出席できずに秘書を代わりに出席させ、かつ、相手方の了解のもとに提供される料理代等に見合う実費金銭を相手方へ払う場合

・政治家が経費を負担し、政治家の名義で支払うことができるか？

・政治家が経費を負担して、秘書の名義で支払うことができるか？

・秘書が経費を負担して、政治家の名義で支払うことができるか？

A 禁止された寄附行為となる。

2 年賀状等のあいさつ状の禁止

- 政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞い状等の時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

3 あいさつを目的とする有料広告の禁止

- 政治家や後援団体(いわゆる名刺広告等)が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告を出すとは罰されます。

Q 政策広告は禁止されるか？

A 政策広告は、一般的には「あいさつを目的とする有料広告」にはしない。

Q 年賀、暑中、寒中、激励等の他に禁止される「これらに類するものための挨拶」とは？

A 各種大会の祝いや人の死亡についてのあいさつ、地元の高校の野球大会出場に際しての激励あいさつ、支援に対する感謝のあいさつ、災害見舞い等も禁止されています。